

家を買うときの税金

■不動産取得税 【税率】 固定資産税評価額 × 4%（令和9年3月31日まで3%）

不動産取得税のあらまし(三重県)

・不動産取得税の軽減措置

【主な要件】

- ・個人が自ら居住するための既存住宅
- ・昭和57年1月1日以降の新築住宅
- ・床面積が50㎡以上240㎡以下
- ・新耐震基準に適合している昭和56年12月31日以前の新築住宅

■登録免許税

【税率】	所有期間	土地	建物	住宅用家屋の特例
所有権の 移転登記	売買	1.5% ※1	2.0%	0.3% ※2
	相続	0.4%		—

※1・※2 登録免許税の軽減措置

■印紙税

不動産売買契約書に収入印紙を添付

契約金額	税率	軽減税率	契約金額	税率	軽減税率
10万円超 50万円以下	400円	200円	100万円超 500万円以下	2,000円	1,000円
50万円超 100万円以下	1,000円	500円	500万円超 1,000万円以下	1万円	5,000円

印紙税額(国税庁)

■固定資産税（購入後、毎年納付）

【税率】 課税標準 × 1.4%

特例措置		固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地	200㎡以下の部分	課税標準×1/6	課税標準×1/3
一般住宅用地	200㎡超の部分	課税標準×1/3	課税標準×2/3

固定資産税・課税の仕組み(鳥羽市)

住宅用地の特例措置(鳥羽市)